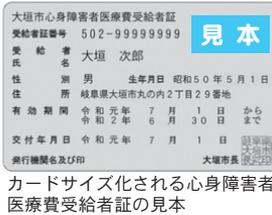


受給者証をカードサイズ化

子ども医療費受給者証、心身障害者医療費受給者証、母子家庭等・父子家庭医療費受給者証について、従来のはがきサイズからカードサイズに変更になります。

受給者証の交付時期は、以下のとおりです。



受給者証	交付時期
子ども医療費受給者証	6月下旬
心身障害者医療費受給者証 (番号が502ではじまるもの)	7月1日
心身障害者医療費受給者証 (番号が202ではじまるもの)	10月1日
母子家庭等・父子家庭医療費受給者証	7月中旬

市心身障害者医療費受給者証の更新

身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの人を対象とした市心身障害者医療費助成制度の受給者証(番号が502ではじまるもの)が、カードサイズの大きさに変わり、新しくなります。7月1日以降に医療機関で受診するときは、必ず新しい受給者証を窓口で見せてください。

対象者(下表)には、新しい受給者証を6月20日に郵送します。なお、対象者には、受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で必ず返信してください。

窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください。また、現在お持ちの受給者証は、7月以降は使えません。氏名や住所などの個人情報から分からないように細断し、ご自身で破棄してください。



助成制度名	対象者
市心身障害者医療費助成	身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの人で、本人、配偶者、扶養義務者が市民税非課税の人

母子家庭等・父子家庭医療費受給者証の期間延長

児童扶養手当制度の見直しに伴い、現在の母子家庭等・父子家庭医療費受給者証の有効期間が9月末までから10月末までに、1か月延長されます。現在受給中の人には、有効期間が10月末までのカードサイズの受給者証を7月中旬に送付します。

子ども医療費受給者証の再交付

カードサイズに変更した子ども医療費受給者証を6月下旬から順次送付します。

現在お持ちのはがきサイズの受給者証は、新しい受給者証が届きましたら、氏名や住所などの個人情報から分からないように細断し、ご自身で破棄してください。

問合せ/窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)

この受章おめでとうございます

政府から、令和元年春の叙勲・褒章及び第32回危険業務従事者叙勲の受章者が発表されました。大垣市関係者では、次の方が栄誉に輝きました。

春の叙勲・褒章

- ▶叙勲▶
 - ◀瑞宝中綬章▶ 池永輝之氏 元岐阜経済大学学長/教育研究功労 森秀樹氏 元岐阜大学学長/教育研究功労
 - ◀旭日小綬章▶ 鈴木陸平氏 元大垣市議会議員/地方自治功労
 - ◀瑞宝小綬章▶ 安田守氏 元公立高等学校長/教育功労
 - ◀瑞宝双光章▶ 大平忠幸氏 元大阪教育大学経理部長/文部行政事務功労
 - ◀旭日单光章▶ 所鳳弘氏 組紐・草木染専門家/日本文化普及功労
- ▶褒章▶
 - ◀監録褒章▶ 兼松志津夫氏 現保護司/更生保護功績 清水敦子氏 元民生・児童委員/社会福祉功績

危険業務従事者叙勲

- ◀瑞宝双光章▶ 柴博一氏 元岐阜県警部/警察功労 渡邊良武氏 元大垣消防組合消防監/消防功労
- ◀瑞宝单光章▶ 和田伸一氏 元岐阜県警部/警察功労

ごみの屋外焼却は禁止されています

家庭において、ごみを屋外で焼却することは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。

屋外焼却は、ばい煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンの発生にもつながり、周囲にも大変迷惑です。

各家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、指定された日に「ごみステーション」に出してください。

詳しくは、環境衛生課 (☎47-8563) へ。

証明書をコンビニで利用できるようになりました

市は、マイナンバーカード(個人番号カード)または、住基カード(住民基本台帳カード)を使った証明書のコンビニ交付サービスを行っています。マルチコピー機の指示に従い、タッチパネルを操作するだけで証明書が交付されます。

- ▶利用時間/午前6時30分~午後11時 ※年末年始を除く
- ▶利用できる店舗/セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなどのマルチコピー機を設置している店舗
- ▶発行できる証明書/【手数料:300円】住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍の附票の写し 【手数料:450円】戸籍証明書
- ▶問合せ/窓口サービス課 (☎47-8764) へ



国民健康保険料の納付方法

口座振替

いずれか選択を

年金引き落とし

世帯主が国民健康保険に加入していて、世帯内の国民健康保険加入者全員が65~74歳の場合は、10月からの国民健康保険料の納付方法について、「世帯主の年金からの引き落とし」または「口座振替」のいずれかを選択してください。

詳しくは、窓口サービス課国民健康保険グループ (☎47-8132) へ。

◆現在、納付書で納付している世帯

6月中旬に案内を郵送します。手続きがない場合、原則「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。「口座振替」を希望する人は、手続きが必要です。

◆現在、世帯主の年金からの引き落としの世帯

これまでどおり「世帯主の年金からの引き落とし」による納付となります。

◆現在、口座振替を利用し、保険料の未納がない世帯

これまでどおり「口座振替」による納付となります。

◆保険料の未納がある世帯(口座振替利用者を含む)

自動的に「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。

口座振替を希望する場合の手続きは...

6月30日までに、窓口サービス課、各地域事務所、各市民サービスセンターで手続きをしてください。

- 【持ち物】①振替口座の預金通帳 ②通帳の届け印 ③被保険者証 ④納付書